

平成25年度 市税等納期限一覧表

| 納期月 | 税目など 納期限 (振替日) | 市 県 民 税 (担当: 税務課) | 固 定 資 産 税 (担当: 税務課) | 軽 自 動 車 税 (担当: 税務課) | 国 民 健 康 保 険 税 (担当: 税務課) | 下 水 道 事 業 金 (担当: 下水道課) | 介 護 保 険 料 (担当: 介護福祉課) 〔65歳到達者含む〕 | 後 期 高 齢 者 保 険 料 収 入 徴 収 (担当: 市民課) | |
|-------|----------------------|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|--|--|---|----|
| | | | | | | | | | |
| 平成25年 | 4月 | 4月30日(火) | | 全期 | | | | | |
| | 5月 | 5月31日(金) | 1期 | | | | | | |
| | 6月 | 7月1日(月) | 1期 | | | | | | |
| | 7月 | 7月31日(水) | | 2期 | 1期 | | 1期 | | |
| | 8月 | 9月2日(月) | 2期 | | 2期 | 1期 | 2期 | 1期 | |
| | 9月 | 9月30日(月) | | | 3期 | | 3期 | 2期 | |
| | 10月 | 10月31日(木) | 3期 | | | 4期 | 2期 | 4期 | 3期 |
| | 11月 | 12月2日(月) | | | | 5期 | | 5期 | 4期 |
| | 12月 | 12月25日(水) | | 3期 | | 6期 | 3期 | 6期 | 5期 |
| | 平成26年 | 1月 | 1月31日(金) | 4期 | | | 7期 | | 6期 |
| | | 2月 | 2月28日(金) | | 4期 | | 8期 | 4期 | 7期 |

※納期限までに完納しましょう。
 ※市県民税・固定資産税の前納報奨金は廃止になりましたが、これまでどおり全期前納で納めることができます。
 ※口座振替による納税の方は納期限日前に口座の残高確認をお願いします。
 ※下水道事業受益者負担金は、各納期内に残額分を併せて納入(前納)することができます。
 ※介護保険料は、納付書または口座振替で納入する方です。
 また、年度の途中で65歳に到達された方も、納付書または口座振替で納入するようになります。

「家庭の見やすさ」に貼ってください。

平成25年度 農作業労働賃金標準額・農地の賃借料情報

日雇作業 ● 問い合わせ 農業委員会事務局 ☎68-3110

| 作業名 | 賃金(円) | 摘要 |
|-------|-------|-------------------------|
| 一般農作業 | 5,400 | ※1日8時間を作業時間の基準とする。※昼食持参 |
| 造林・下刈 | 6,000 | |

請負作業(10アール当たり)

| 作業名 | 請負額(円) | 摘要 | 作業名 | 請負額(円) | 摘要 | |
|----------|--------|---------|--------------|--------|-------------------|---------------|
| 田畑耕起 | ロータリー耕 | 7,000 | コンバイン | 乾燥もみすり | 1,500 | 玄米60kg当たり |
| | プラウ耕 | 10,000 | | 乾燥のみ | 500 | コンバイン袋1本当たり |
| 水田代かき | 7,500 | 仕上植代まで | 稲発酵粗飼料収穫調整作業 | 14,000 | 刈取〜梱包 梱包材料代を含む | |
| 機械田植 | 7,500 | 苗代、よせ植別 | ロールベアラー | 4,000 | ラップ付き1個当たり | |
| バインダー稲刈 | 8,000 | よせ刈り別 | コンパクトベアラー | 150 | ひも付梱包20kg当たり | |
| ハーベスター脱穀 | 6,000 | | 畔ぬり | 50 | 1m当たり | |
| コンバイン | カッター処理 | 15,000 | 育苗 | | 700 | 1箱当たり 運搬は別 |
| | 結束処理 | 17,000 | | | | |

- ほ場条件で特に勘案する必要があるときは、当事者間で調整してください。
- 日雇の賃金は、労働力1人分(8時間)を基準とします。
- 請負作業は賄いなしとし、消費税込みの請負額とします。

農地の賃借料情報

農地法の改正により「標準小作料制度」が廃止され、代わりに農業委員会が農地の賃借料の目安となる情報を提供することになりました。賃借料(10a当たり)は、平成24年1〜12月までの間に、農地法第3条と農用地利用集積計画によって締結された賃借借契約を収集整理し、農地区分ごとに平均額と最高・最低額をそれぞれ算出しています。

| 農地区分 | 締結された地域名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|------|----------|--------|---------|--------|--------|
| 田 | 田村市全域 | 9,400円 | 12,000円 | 3,000円 | 1,779件 |
| 畑 | | 3,000円 | 6,000円 | 1,000円 | 36件 |
| 草地 | | 1,500円 | 5,000円 | 500円 | 35件 |

※データ数は集計に用いた筆数で、金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

- 農地の貸し借りは農業委員会をとおして行いましょう。
- 農地の転用や移動は必ず許可を受けて行いましょう。
- 将来の生活安定のために農業者年金に加入しましょう。
- 農業委員会総会は毎月23日前後に開催予定です。各種申請書は毎月1日から10日までに提出してください。

住宅用新エネルギー設備等設置費を補助します

新エネルギーの利用拡大を目指し、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、ペレットストーブを導入する方に設置費の一部を補助します。

● 対象機器

太陽光発電システム

一般住宅の屋根などに設置する太陽光発電システムで、電力会社と電気供給契約を締結するもの。

太陽熱利用システム

一般住宅の屋根などに設置する太陽熱利用システムで、給湯・冷暖房などに使用されるソーラーシステムや太陽熱温水器。

ペレットストーブ

木質ペレットを燃料として、住宅部分に暖房として設置するストーブ。



● 補助金額

- ①太陽光発電システム 1Kwあたり2万円(4Kw上限8万円)
- ②太陽熱利用システム 設置に要する経費の10分の1(上限8万円)
- ③ペレットストーブ 設置に要する経費の10分の2(上限8万円)

● 受付期間 4月5日(金)〜平成26年2月28日(金)

● 予定件数

- ①太陽光発電システム 90件程度
- ②太陽熱利用システム 2件程度
- ③ペレットストーブ 2件程度

● その他

申請件数が多数の場合は予算額に到達次第、締め切ります。予算額を超えた日(消印または持参日)の申請は抽選になります。内容は市ホームページにも掲載しています。詳しくはお問い合わせください。

● 問い合わせ 総務部 企画課 ☎81-2135